

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2017年1月号

(議会報告通号 Vol.103)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

### 「楽しく学ぶ 私たちの憲法」を行ないました



(左)「憲法カフェ」の野口景子弁護士

(右)「不思議なクニの憲法」松井久子監督とかとうき桜子

「憲法カフェ」は、憲法について気軽に学ぶ機会を作ろうと全国各地で活動している「明日の自由を守る若手弁護士会」というグループの野口景子弁護士にお越しいただきました。憲法は、教育や労働、生存権など、国民の日常生活を守るための規定がされていること、国民の権利を権力者が不当に侵害しないように規定されていることを、わからずで分かりやすい語り口でご説明くださいました。

憲法で想定される「権力者」は政権などのことだけではなく、身近な自治体の公務員まで含まれている、というお話が、私は特に印象に残りました。地方自治体の議員も行政職員も、その行動によっては住民の権利を侵害する危険性があるという自覚と責任感を持って仕事をしなければならぬということを感じました。

勉強会の詳しい内容は、今後、ブログ等で動画を一部公開するなど、詳しくご紹介したいと思います。

12月3日と17日、「楽しく学ぶ 私たちの憲法」と題して、ドキュメンタリー映画「不思議なクニの憲法」の3回上映と、弁護士さんに来ていただいた「憲法カフェ」をおこないました。

映画は、憲法について詳しい学者等だけではなく、今まではあまり社会の問題に関わる機会がなかった主婦や学生といった立場の方々の意見も紹介しており、憲法について考えるきっかけとして良い映画だと考え、みなさんにご紹介しました。ご参加いただいたみなさんからは、「とても分かりやすい映画だったので、若い人にももっと見てもらえる機会があると良い」といったご意見をいただきました。

二〇一七年一月

かとうき 桜子

### ラ・プラス さくらの通り道で4月1日に勉強会を企画しています

【勉強会に向けての打ち合わせ】

2月5日(日)、3月5日(日) いずれも午後3時30分~5時@かとうき桜子事務所

若い世代の方たちが、家のことや学校のこと、友人のことやネットでのことなど、困ったことがあったときに相談をしたり、ちょっと気軽に立ち寄れる場が地域の中にたくさんできれば…という思いで2015年からボランティアグループ「ラ・プラス さくらの通り道」を立ち上げて、かとうき桜子事務所を拠点に活動をしています。

この活動の一環として、こどもにとって分かりやすい法律のブログを作っている山下敏雅弁護士をお呼びし、4月1日に勉強会を予定しています。石神井・大泉周辺で開催予定。

現在、準備の打ち合わせをしています。次回は2月5日を予定。詳細はブログをご覧ください!

【ブログ】<http://ameblo.jp/la-place-sakura/>

【メール】 [la.place.sakura@gmail.com](mailto:la.place.sakura@gmail.com)

【Facebook】 <https://www.facebook.com/la.place.sakura.ooizumi/>

【twitter】 <https://twitter.com/LaPlacesakura>

【LINE】 @hup3410r

### 宮城県気仙沼へのカンパ、募集中

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

気仙沼は、2011年8月、まだ津波の被害の爪痕が大きく残っていた時期にかとうき桜子が初めて訪れ、ボランティアとして関わったことを機につながりを持った地域です。ご縁のできた地域と継続したかわりを持っていきたいとの思いで、カンパを募っています。

本設商店街の工事の遅れが続いていましたが、いよいよこの春には移行できそうな見通しです。2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年12月26日まで累計で147万770円をお送りしました。本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。

#### 【振り込み用紙による振り込み】

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム

#### 【銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です】

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先とカンパの種類をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

### かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# 災害時の福祉的対応の課題は、ふだんの生活の課題でもある

2016年9月～11月、みなさんに「災害対策について知りたいこと」をお聞きするアンケートを配布しました。ハガキのほか、インターネットからのアンケートフォームでも募り、左の①のグラフのような結果になりました。

そこで、今回のレポートでは、アンケートの中でも多かった、高齢の人や障害のある人等、つまり「災害時要援護者」への対応の現状と課題について、私が今まで東北や熊本の被災した当事者の方々や専門家の方にお聞きした話をまとめながらご紹介いたします。

## 家で暮らす障害者・高齢者の災害時の安全を守る対策が必要

東日本大震災の時に初めて、障害者手帳を持った人がどのくらい災害で亡くなったのかという統計が出たそうです。

そして、その結果から、「障害のある人の死亡率は、障害のない人の2倍だった」ということが問題になりました。それは、下に載せた②にあるように、被災3県全体の死亡率が1.1%だったのに対し、障害者手帳交付者の死亡率が1.9%だったことによるものです。

同志社大・立木茂雄教授は、「特に宮城は障害の有無での死亡率の差が大きい。これは、宮城県の以前の県知事の方針で『施設から在宅へ』とい

う政策が進められたことにより、在宅生活をする障害者が多く、その人たちがとっさに避難できなかった影響が大きいのではないかと。だからといって、安全のために障害者は施設で暮らせばいい、ということではなく、自分の家で暮らす障害のある人や高齢の人が、いざという時に安全に避難できるような体制を地域で作る必要があるということ」とお話をされていました。つまり、宮城で見えてきた課題は、「障害者や高齢者が自宅で安心して暮らしていける体制づくり」という、他の地域にも共通する課題、そして災害時のみならずふだんの生活の中にもある課題といえます。

## 福祉避難所のみではない対策が必要

東日本大震災の課題をひまえ、全国の自治体では災害対策の見直しが進められてきました。練馬区でも地域防災計画の見直しが行われており、私はその中でも「福祉避難所」の体制の充実を求めてきました。

「福祉避難所」は、災害で長期の避難が必要になった場合に、一般の避難所では困難な状態にある人が避難する二次的な避難所と位置付けられ、練馬区でも現在39か所の福祉施設・特別支援学校と協定を結び、福祉避難所開設のガイドラインを作っています。

また、2016年4月には障害者差別解消法が施行されましたので、災害時にも障害者差別にならない災害対策も必要です。

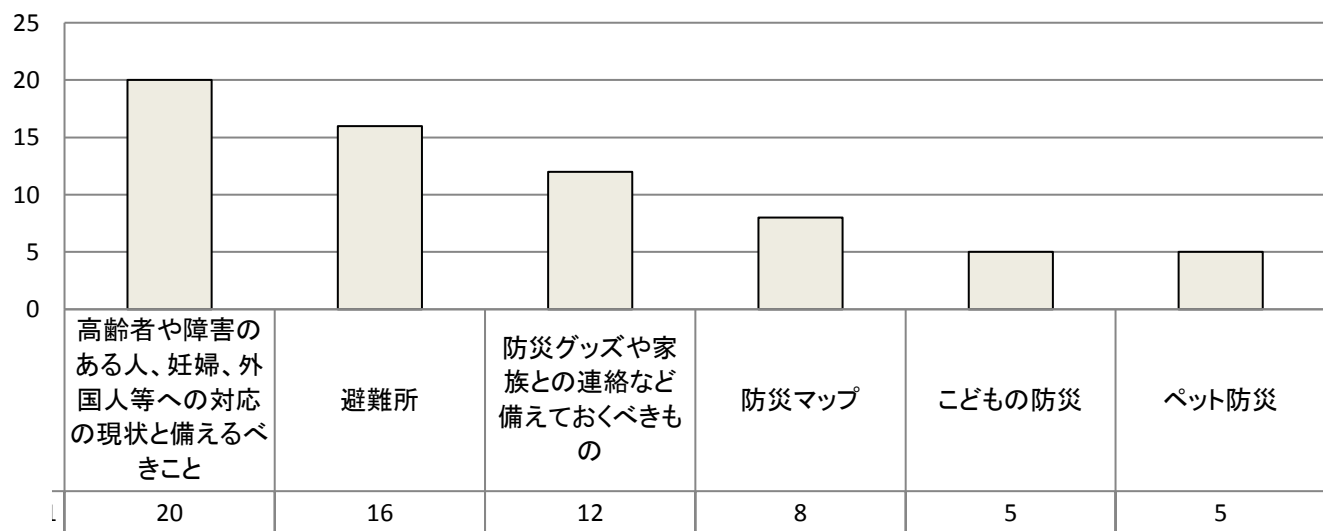
しかし熊本地震でも、特に発災当初は福祉避難所の存在自体も十分情報が伝わらず開設できたのも半数程度であるなど、福祉的な対応は不十分だったようです。福祉避難所開設に向けた日ごろからの意識共有や訓練が重要です。

また、障害のある人自身が、「一般の避難所に行ってもバリアフリーではなかったり、迷惑がられてしまうだろうから」と避難をあきらめてしまうこともあります。左のガイドラインにもあるように、まずは一般の避難所に行かないと、福祉避難所にもつながらないという課題もあります。

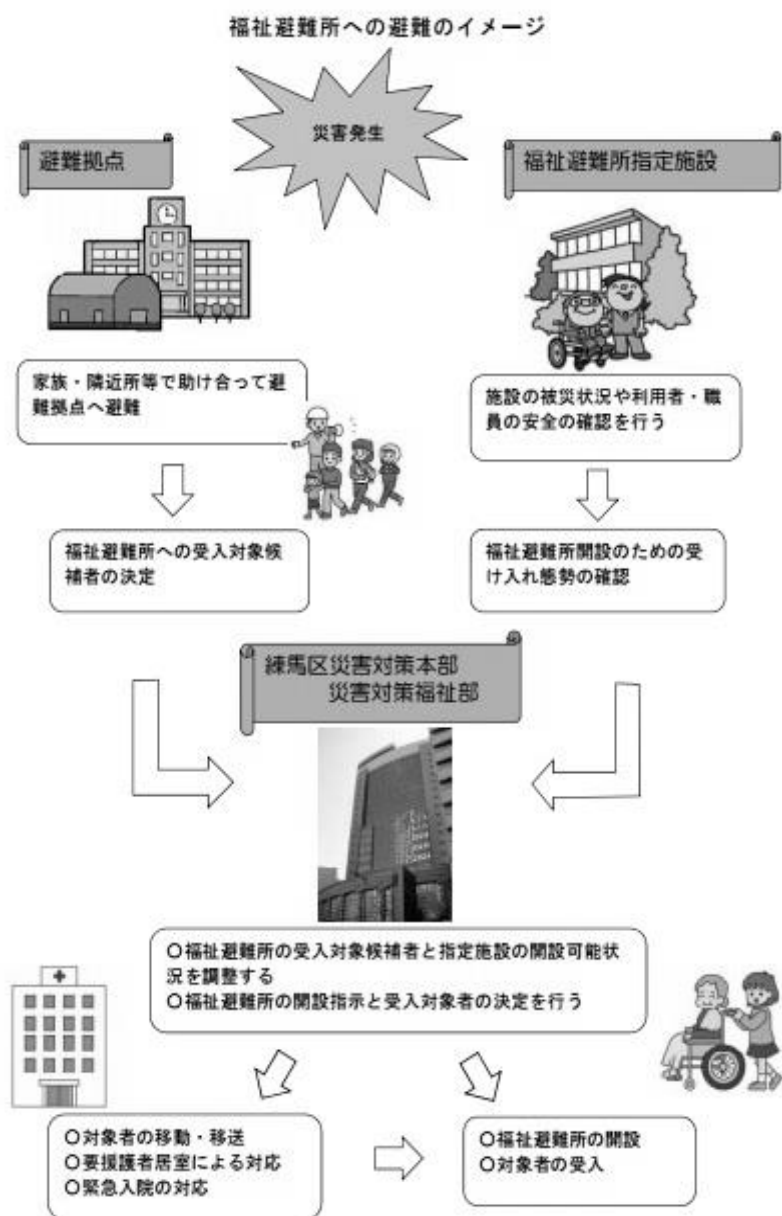
災害時要援護者ひとりひとりが、災害時にどのような経路で避難をするのか、それを誰が支援するのか、という個別計画づくりをすることも、まずは一般の避難所でも要援護者を受け入れられる体制の充実も必要です。なので、私は今後、練馬区でもこうした点を提案していきたいと考えています。

## ①災害時のことで特に知りたい、気になるテーマ

2016年9月～11月実施アンケート結果



## 練馬区「福祉避難所ガイドライン」より



災害時要援護者に関するより詳しい内容は、以下のかとうき桜子ブログに載せていますので、ぜひご覧ください！



## ②東日本大震災における全体死亡率と障害者死亡率の比較(県別)

2016年10月9日ゆめ風基金シンポジウム 立木茂雄・同志社大教授資料より  
出典 NHK ETV「福祉ネットワーク」および「ハートネットTV」取材班の調べ 2012年9月5日現在

県	全体			障害者手帳交付者		
	被災地人口	死者	死亡率	被災地人口	死者	死亡率
岩手	205,437	5,722	2.8%	12,178	429	3.5%
宮城	946,593	10,437	1.1%	43,095	1,099	2.6%
福島	522,155	2,670	0.5%	31,230	130	0.4%
総計	1,674,185	18,829	1.1%	86,503	1,658	1.9%